別表六の二（二十）付表　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の６（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第34条（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下この記載要領において「平成23年12月改正法」という。）附則第80条（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定又は震災特例法第25条の４第１項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の３（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（同法第68条の９の２第２項第３号又は第５項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の９第３項又は第７項（連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）に係る部分に限る。）又は平成23年12月改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の３（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（同法第68条の12第３項（事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表七㈠の表中「

控除前所得金額（別表四「39の①」－（別表七㈡「11」又は「23」））

」を「

控除前所得金額（別表四「38の①」－（別表七㈡「９」又は「21」））

」に改め、同表の記載要領第11号中「平成24年４月１日以後に開始する」を削り、「同日」を「平成24年４月１日」に改める。

別表七㈠付表１の表中「

控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額（前期の別表七㈠「５」又は⑷、⑺若しくは別表七㈠付表二「５」若しくは別表七㈠付表三「５」）	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額（適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定　適格合併等の日：　・　・　被合併法人等の名称：）		
	被合併法人等の事業年度	欠損金の区分	被合併法人等の未処理欠損金額（最終の事業年度の別表七㈠「５」又は⑷、⑺若しくは別表七㈠付表二「５」）
1			2

」を「

控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額（前期の別表七㈠「５」又は⑷、⑺若しくは別表七㈠付表三「５」若しくは別表七㈠付表四「５」）	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額（適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定　適格合併等の日：　・　・　被合併法人等の名称：）		
	被合併法人等の事業年度	欠損金の区分	被合併法人等の未処理欠損金額（最終の事業年度の別表七㈠「５」又は⑷、⑺若しくは別表七㈠付表三「５」）
1			2

」に、

「

支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額（支配関係事業年度以後のそれぞれの別表七㈠「当期分の青色欠損金」）	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			
	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額 ⑼－⑽	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（⑻と⑾のうち少ない金額）
8	9	10	11	12
円	円	円	円	円

」を「

支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額（支配関係事業年度以後のそれぞれの別表七㈠「当期分の青色欠損金」）	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			
	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額（⑼－⑽）又は（別表七㈠付表二「５」）	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（⑻と⑾のうち少ない金額）
8	9	10	11	12
内　円	円	円	円	円
内				
内				
内				
内				

」に改める。